



埼玉県高等学校等奨学金のお知らせ



埼玉県では、高等学校等(県内・県外を問いません)に通う生徒を対象に奨学金制度を設けています。

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与です。高等学校等卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申し込むと高校進学前に借り入れができます。

○対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学校3年生であること
- ・保護者等が埼玉県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり(※1)、経済的理由により修学が困難(※2)であること

※1 在学校の校長から推薦を受ける必要があります。

※2 所得基準：4人世帯(夫婦片働き(給与収入のみ)、高校生1人(16歳以上)、中学生1人)

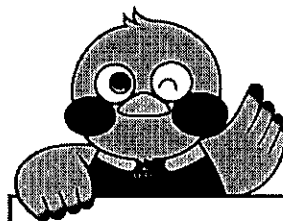
の場合、世帯年収は約830万円以下が目安

○貸与額

奨学金の貸与額は、下記の金額から生徒本人が選択します。

* 授業料支援制度があることや生徒本人が将来返還することを踏まえ、貸与額の選択は慎重に行ってください。

区 分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000 円/月	① 50,000 円
	② 20,000 円/月	② 100,000 円
	③ 25,000 円/月	
私立高等学校等	① 20,000 円/月	① 100,000 円
	② 30,000 円/月	② 250,000 円
	③ 40,000 円/月	



中学3年生の場合は、
進学先が決まってから
貸与額を選択します！

○返還について

返還期間：高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間

利 息：無利子(ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払義務が生じます。)

○募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校(進学後は進学先の高校等)から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類(申請書・課税証明書・戸籍謄本等)を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和4年11月～5年1月 (中学3年生時申請)	2回に分けて貸与	前期：令和5年3月以降(入学一時金・月額奨学金6カ月分)
		後期：令和5年10月以降(月額奨学金6カ月分)
令和5年4月 (高等学校等入学後申請)	一括で貸与	一括：令和5年6月下旬以降(入学一時金・月額奨学金12カ月分)

※このお知らせは令和4年10月現在の内容です(令和5年度は変更の可能性あります)。

お問い合わせ先

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
TEL: 048-822-5670 FAX: 048-833-0497
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

